平成２６年（フ）第８３号
千葉県市原市東五所14番地15　グランデール101
債務者　大木ヒロミこと　ＯＨＫＩ　ＭＡＲＣＩＡ　ＨＩＲＯＭＹ
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
山梨県北杜市明野町上手9388番地４
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
山梨県甲府市羽黒町1657番地11　シルバーカレッジ奥湯村
債務者　白倉三恵子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
岐阜県瑞穂市牛牧829番地１　マ・メゾン牛牧Ａ棟201号
債務者　加藤　　聡
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市白浜町神田２丁目25番地コスモハイツ206号
債務者　中道　久夫
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

平成２６年（フ）第３５号
岐阜県関市上白金1038番地
債務者　西村　多美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
岐阜市羽衣町６丁目２番地２　コスモハイツ美紀102号室
債務者　加藤　春子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
岐阜県各務原市川島松倉町1503番地
債務者　小島　弘義
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６３号
滋賀県愛知郡愛荘町蚊野210番地２、前住所滋賀県東近江市一式町324番地６
債務者　柴田　宣昭
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５４９号
兵庫県加古川市平岡町新在家229番地の１　メゾン・ＤＥ・ＯＫ３―303号
債務者　藤枝　勝三
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７４号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目２番24号ハイツ小南203号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目15番13号
債務者　奥田　智和
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県姫路市下手野５丁目９番１―103号市営船越住宅１号棟、従前の住所兵庫県姫路市西今宿２丁目５番20号アドニス106号
債務者　羽原　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４８号
兵庫県加古川市平岡町土山998番地の２アレックスⅡ―102号、申立時の住所兵庫県加古川市西神吉町岸156番地の１クレールハイムＢ―101号
債務者　石井　翔太
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６５号
兵庫県加古川市尾上町安田583番地の11
債務者　西　　陽一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８８号
兵庫県姫路市大津区北天満町39番地１、従前の住所兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目36番地サンヒルズ五番館802号
債務者　名倉　　徹
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９２号
兵庫県姫路市神屋町４丁目80番地
債務者　田中　美好
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４４号
奈良市神殿町420番地の１　神殿アーバンハイツ205号
債務者　後藤　秀子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
奈良地方裁判所